

令和 6 年度東京都児童相談体制等検討会 第 2 回（市町村部）

<議事要旨>

1 会議概要

（１）開催日時

令和 7 年 2 月 1 0 日（月）午前 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 3 0 分

（２）開催方法

対面開催

2 議事内容

（１）児童相談体制の強化に向けた令和 6 年度の取組状況、令和 7 年度の取組

都事務局より資料「児童相談体制の強化に向けた令和 6 年度の取組状況」「児童相談体制の強化に向けた取組状況・令和 7 年度の取組（案）」に基づき説明

（２）令和 7 年度の児童相談体制等検討会の進め方

都事務局より資料「令和 7 年度児童相談体制等検討会の進め方（案）」に基づき説明

（３）区市町村の取組

日野市、豊島区より資料に基づき説明

※大田区、練馬区については資料提供

【主な意見交換等】

ア 個別ケースに係る専門性向上

- ・ 困難事例等に関する相談支援や技術的援助・助言を行う窓口を都児相センターに設置し、各種専門職による対応を想定しているとのことであるが、子家センで困難ケースへの対応を検討する際にスーパーバイズを招くことがあり、そうしたスーパーバイズとしての活用についてもぜひ検討して欲しい。

（都回答）一義的には、子家センは管轄する児相へ相談することが原則だと考えるが、そこでの対応でも難しいような場合に気軽に相談できるような窓口としたいと考えている。

- ・ 虐待事案において、児相以外の第三者的な立場の機関として、子供の権利擁護の専門機関等（例えば、法制度も理解した弁護士等）に、子家センが直接相談するようなことは可能か。

（都回答）対象となる相談内容や対応する専門職について、各自治体のニーズを踏まえて検討したい。

- ・全国的には、子どもの虹情報研修センターに各援助機関からの専門相談を受け付ける仕組みがあるが、それとは別に、都児童相談センターに新たに相談を受け付ける窓口を設けることで、東京という大都市に特化した様々な問題に係る様々なノウハウの蓄積につながる。

イ 人材育成の共同推進

- ・人事交流について、子家センの現場では相談員の経験年数にばらつきがあるが、児相職員と交流することで、直接相互の現場の状況等を理解できる機会となると良い。
- ・市部の子家センは、人員規模が小さく、異動が多いなど、専門的なスキルの積み重ねが難しい状況が見受けられる。児相においても、経験の浅い職員も多く地域の実情について理解を深める機会が必要であり、長期的な視点で、相互の人事交流の取組を進められると良い。
- ・児相職員が地域の社会資源について間違った説明を保護者に行ってしまう場面もあり、人事交流を通して、実際に児相職員が子家センに入り、子家セン業務の体験を通じ、地域サービスについて理解を深められる機会になると良い。
- ・子供関連の国施策について、様々な動きがある中で、実施主体となる自治体内の関連部署では、人材確保に苦慮している。そうした状況下で、児相へ一方的に職員を派遣するのはかなり厳しいが、双方向の人事交流であれば可能性がある。
- ・自治体の規模によっては、年単位での人事交流が難しい場合もあるため、短期間で効率的に相互の現場の状況等を学ぶことができるプログラムを検討して欲しい。
- ・短期での人事交流では、体験研修的になり、実務の中まで理解するに至らないこともあると思われ、長期での交流という選択肢も残す必要がある。

ウ 子家センの体制強化と連携強化

- ・市町村部の所管児相は、管轄地域が広いため、児相と子家セン間でオンラインを活用した事例共有やケースの相談等の体制が組めると良い。
- ・例えば、オンラインで個別ケース検討会議を実施することは、個人情報扱う可能性があり、自治体内の情報管理の考え方からすると難しい。個人情報に配慮した実施方法のガイドラインの作成や、オンライン会議において個人情報の流出があった場合の責任の所在等が整理されると、安心して DX 化の検討を進められる。
- ・現在、虐待進行管理会議について、児相と子家センでオンラインを活用して実施しており、時間も十分確保できている。関連資料は事前にパスワードを付してメール送付し、共有している。
- ・オンライン会議の開催は個人情報の取扱いの観点からの懸念と、自治体が所有するパソコンの台数についても課題がある。都の補助事業（都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業の「DX による業務効率化への支援」）の活用も視野に入れて

検討したい。

- ・ 都児相と区児相においては、自治体をまたがる重大事故が発生した場合等、個人が特定されないような配慮をしたうえで、オンライン会議を実施している。市町村部は特に管轄が広いため、オンラインを積極的に活用した方が、子家センと児相間の連携がスムーズにいくと感じる。機器類の整備をしつつ、オンラインを活用するうえでのルールをお互いに確認しながら、できるだけ早く DX 化を進める必要がある。
- ・ 都の補助事業（都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業の「子供家庭支援センターへの送致案件の対応支援」）について、送致件数が多いほど加算上限が増加する仕組みになっているが、本事業を利用している自治体の送致件数の状況はどうなっているか。

（都回答）送致を受けていれば、一名配置分の基本額を補助する。市部は 9 自治体から申請いただいております、加算に該当する送致を受けている自治体もあり、件数に応じた加算分の申請もなされている。

- ・ 規模が小さい自治体では、加算分ほどの送致件数はないが、人材に係る体制強化について、国や都の補助が欠かせない状況。自治体規模に応じた補助基準の設定についても検討して欲しい。